議案第９号

那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び那須烏山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び那須烏山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

令和８年１１月３０日提出

那須烏山市長　川　俣　純　子

那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び那須烏山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

令和　年　月　日

那須烏山市条例第　号

（那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年９月那須烏山市条例第20号）の一部を次の表のように改正する。

改　正　後	現　行
（虐待等の禁止） **第12条**　略 （児童対象性暴力等の防止） **第13条**　家庭的保育事業者等は、法第34条の16第４項において準用する法第21条の５の18第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。	（虐待等の禁止） **第12条**　略 **第13条**　削除

（那須烏山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第２条　那須烏山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年12月那須烏山市条例第18号）の一部を次の表のように改正する。

改　正　後	現　行
（虐待等の禁止） **第13条**　略 （児童対象性暴力等の防止） **第13条の２**　乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第４項において準用する法第21条の５の18第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性	（虐待等の禁止） **第13条**　略

暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。	

附　則

この条例は、令和８年12月25日から施行する。